

兵庫
県
保
険
医
協
会

西宮
市
保
険
医
協
会
支
部
ニ
ユ
ー
ス

No. 318

2014・5・15

発行
〒662-0832

兵庫
県
保
険
医
協
会
西宮市甲風園一―五
連絡先 兵庫
県
保
険
医
協
会
電話 〇七八(三九三)一八〇三

西宮・芦屋支部

第21回医療過誤訴訟セミナー

きわめて有意義なセミナー

医師の応召義務について判例に基づいて解説

西宮・芦屋支部は4月5日、西宮市民会館で、第21回医療過誤訴訟セミナー「患者さんとのやり取りで気をつけること」を開催。講師は弁護士・鶴飼万貴子先生(大阪市・米田泰邦法律事務所)が務め、33人が参加した。司会を務めた半田伸夫先生(西宮市・半田医院)からいただいた当日のまとめを紹介する。

桜満開の4月5日、医療過誤訴訟セミナーが西宮市で開催された。演者はいつもご講演いただいている弁護士の鶴飼万貴子先生である。

昭和23年法律第201号医師法の第19条には「診療に従事する意は診療治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」とある。これは医師の「応召義務」と言われ、長らく医師を縛ってきた法律である。この解釈を中心に今回はお話をいただいた。まず医師法は公法と呼ばれるもので、この義務違反は対患者に生じるものでなく、対国に対して生じるものであると説明された(平成17年東京地方裁判所判例)。つまり、患者が応召義務違反として医師を直接訴えることはできないそうだ。このことを知らない医師は多く、私も含めずいぶんと安堵した。

では、実際の解釈はどうかというと、昭和24年の厚生省医務局通知によると、



会場からは熱心な質問も多数寄せられ、有意義なセミナーとなった

(1) 患者に与えるべき必要にして十分な診療とは、医学的に適正なものをいう。入院を必要としないものまでを入院させる必要はない。(2) 診療を拒める正当な事由に関しては、①医療報酬が不払いであっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。②診療時間を制限している場合であっても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことは許されない。③緊急に治療を要する患者のある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師または歯科医師がいなければ、やはり診療の求に応じなければならない。④天候の不良なども事実上往診の不可能な場合を除いては「正当な事由」には該当しない。⑤医師が自己の標榜する診療科以外に属する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は、一応正当の理由と認め得るが、了承しないで依然診療を求めるときは、応急の処置その他でできるだけの範囲のことをしなければならぬ、とある。

その後、実際の判例として、歯科医師に対してストーカー行為として診療を迫った例で、応召義務があつたかどうかの判例(患者の求めは、個人的なもので、診療拒否には当たらない)が示された。「診療における信頼関係があるかどうか」は応召義務にも重要な意味をもつ。

実際に訴訟を起こした患者などの診療を回避するために、平成23年弘前簡易裁判所での判例では、応召義務にかかわる正当事由として、(1)信頼関係が失われたとき、(2)患者の診療治療に緊急性がなく、(3)代替する医療機関が存在する場合には、医師または医療機関がこれを拒絶しても正当事由と解するのが相当とした。

これら実例を混じえながら、まとめとして、(1)応召義務は国との関係、(2)診療を拒否したのは医師か、医事課長か、(3)診療契約は成立していたか、(4)患者の求めは診療治療だったのか、(5)患者から診療を打ち切っていないか、(6)診療契約は終了していないか、(7)治療の必要性があるか、(8)拒否の正当事由はないか、とされた。

また患者が果たすべき義務として、(1)診療報酬支払い義務(むろん直ちに拒否できないが、再三勧告しても守らなければ正当事由となる)、(2)診療協力義務があり、

これらが果たされていない場合も応召義務は成り立たず、診療を拒否してもかまわない、と話された。

医師・医療機関が、応召義務を果たせないとして、患者さんに出す文書としては、(1)治療には医師と患者の信頼関係が必要、(2)適切な医療行為を行えない、(3)医師から見て治療の必要性を認められない、他の患者に対する診療契約を担っており、同患者のために他の患者の診療行為ができなくなる等が応召義務を断るときの正当な事由の雛形となること。

理不尽な診療要求に対して応じなくても、応召義務違反にはならないことが示され、きわめて有意義なセミナーであった。

【西宮市・半田医院 半田 伸夫】

CPR(心肺蘇生)講習会

【日時】 6月7日(土)15時～17時

【会場】 保険医協会6階会議室

【テーマ】 「いざという時のために」

【協力】 日本BLS協会

【定員】 40名(先着順)

医師・歯科医師はもちろんスタッフの皆様もぜひご参加ください

第13回胸部X-P読影会

日時: 6月19日(木)20時～

会場: 西宮渡辺心臓・血管センター

講演: 「陈旧性肺結核患者の経過観察中の変化について」

講師: 尼崎市・はら内科クリニック 原 秀樹 先生

特別講演の後は参加の先生に持ち寄っていただいた胸部写真の検討会を行います。検討したい胸部写真をご持参ください。

◆上記企画のお申込み・お問い合わせは、協会事務局 岡林・山田・伊藤まで Tel; 078-393-1803、Mail; yamada-t@doc-net.or.jp ◆

メディカルスタッフ勉強会

日常で忘れがちな気づきが大切

2月22日、西宮市民会館で「医院におけるお困り事よろず相談会」医療関係者のためのコミュニケーションスキルアップ研修」をテーマに、メディカルスタッフ勉強会を開催し、医師・歯科医師ら12人が参加した。講師を務めたユニコの森・村上こどもクリニック院長でNLPトレーナー＆ブレインジムインストラクターの村上博先生(ヒロ村上氏)からいただいたまとめを紹介する。

日常生活の中で、我々が遭遇するストレスは、実は「我われ自身が自分の中に作り出しているかもしれない」という気づきを生むことを目的に、今回の研修会を行いました。参加者は8医療機関から、



講師を務めたヒロ村上こと村上先生

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・事務ら12人でした。

研修の中では、「無理難題を言う患者役」に、実際にその患者さんの応対をしたスタッフさんに演じていただき、違う出席者にクリニック側のスタッフ役をしていただきました。そして、コミュニケーションの中で、何が自分や相手に抵抗を生んでいるのか考察していただきました。

我々の中で抵抗を生むのは、自分がしている作用が反作用となつて返ってきていることが多いものです。従つて、自分の作用を弱めたり作用の仕方を変えることによって、反作用すなわち抵抗も減ってくるものです。

研修を通じて、相手の「理不尽に思える行動や言動の奥」に潜む「肯定的意図」にアクセスすることによって、まったく違った次元でのコミュニケーションになることを学んでいただきました。

とにかく忙しい日常で忘れがちな、「気づき」が大切である」ということが伝わっていれば、演者として幸いと思います。

【西宮市・ユニコの森村上こどもクリニック

村上博】

2014年診療報酬改定研究会(医科)

医療費抑制ありきの内容が明らかに

3月25日、西宮市立勤労会館で2014年診療報酬改定研究会を開催し、医師・メディカルスタッフら185人が参加。大森公一先生(西宮市・大森内科

医院)が挨拶、林田英隆先生(西宮市・林田クリニック)が情勢報告を行い、岩下敬正先生(西宮市・岩下内科クリニック)、川崎史博先生(西宮市・川崎医院)と中島敏雄先生(西宮市・中島クリニック)が、講師を務めた。

研究会では、保団連発行書籍『点数表改定のポイント』を用い、新設項目などを中心に改定内容について分かりやすく解説。今次改定は、「入院から在宅へ」の誘導を強引に推し進めながら、「同一建物居住者」への在宅診療の点数を大幅に引き下げるなど、医療費抑制ありきの内容であることが浮かび上がった。

会場からは「同一建物居住者」訪問診療料や、新設された向精神薬多剤投与など、医療現場に大きな影響をもたらす項



講師を務めた岩下先生(右)、川崎先生(中)、中島先生(左)

目について質問が寄せられ、講師が丁寧に答えた。

また、窓口負担軽減などを求める請願署名の協力が訴えられ、会場から多くの署名が寄せられた。

西宮・芦屋支部 第34回総会記念市民公開企画

小出裕章氏が語る 子どもたちの未来と大人たちの責任

日時: 7月19日(土) 14時30分~(14時開場)

会場: 西宮市立勤労会館大ホール

お話し: 京都大学原子炉実験所助教 小出 裕章 氏

定員: 400人(要事前申し込み)

※お申込み・お問い合わせは、協会事務局 岡林・山田・伊藤 Tel:078-393-1803 まで

世話人会だより

西宮・芦屋支部は4月25日に西宮医療会館で世話人会を開催。6人が参加した。

【報告】

①第21回医療過誤訴訟セミナー(4・5)

②支部お花見会(4・5)

③英語で診療 Medical English #40(4・18)

【予定・企画】

①新規開業医交流会(5・10)

②放射線クリニックのぞみ見学会(5・13)

③市民公開文化講演会(5・17)

④CPR講習会(6・7)

⑤第13回胸部X-IP読影会(6・19)

⑥酒蔵見学会(6・21)

⑦第31回漢方研究会(6・28)

⑧第34回支部総会記念市民公開講演会(7・19)

⑨第25回日常診療ガイドライン【協同行事】

①第85回評議員会(5・18)

②第46回総会(6・15)

※世話人会の日程は毎月第4金曜日です。支部についてのご意見や企画案などをお寄せください。